

各課紹介シリーズ

管理課
工事検査室
土地開発公社
土地開発課
地域改善対策室

管理課

管理課では、市有財産の維持管理・市営住宅への入居・市有財産の登記・工事請負契約等の仕事を管財係、登記管理係、契約係の三係で分担しております。



▲公用車の集中管理

■管財係

市有財産の取得、管理及び処分、市で所有する車両の集中管理、市民の方で市営住宅に入居を希望する方々の受付事務等を行っています。

■登記管理係

現在のような経済状況のな

かにあつては、土地は高価で大切な資産です。

市で進める諸事業の為に、市民の大切な資産を買収や寄付等により市に譲渡をしていただいています。これらの所有権移転等に係る仕事を行っています。

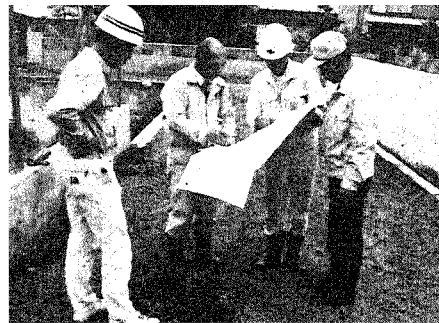
■契約係

市で発注する道路、住宅建築、学校建築工事等の請負契約、各種の業務委託契約、市役所や、市内小中学校などで使用する物品の購入契約、また、毎年二月末日までに提出していただくことになっています指名参加願いの受付等の仕事を行っています。

工事検査室

工事検査室は、市で発注したいろいろな工事が、設計書に基づいて正確に施行されているかどうかを検査したり、工事検査記録の記載や、技術標準施行管理及び工法技術の指導助言等の仕事を担当しています。

▲工事検査員が現場指導



土地開発公社

土地開発公社では、市で計画する事業（市営住宅の建設等）を円滑に進めるため、その事業に必要な土地を地権者から取得する仕事を主に、土地の管理、造成、国や地方公共団体の委託による土地の幹旋、調査、測量などを行っています。

また、土地の取得・造成に際しては、地域の秩序ある整備と市民の皆さんの福祉の増進を目的とする法律のもとに行っていますので、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

土地開発課

土地は皆さんにとっても、市にとっても大切な財産です。この限られた土地を将来に向けてどのように利用したら住みよい市になるのか、その基礎づくり、指導をするのが土地対策係と地籍調査係からなる土地開発課です。

■土地対策係

土地については各種の法の規制がありますが、その中の土地の造成にかかる開発行為、国土利用計画法による土地取引の届出など秩序ある住みよい街づくりを進めるにあたり指導及び相談に応ずる担当です。

土地を造成並びに購入される方は、事前に問い合わせ下さい。



▲地籍調査

■地籍調査係

人に戸籍があると同じように、土地にも土地の戸籍（所有者、地番、地目、地積）があり、これを「地籍」とよんでいます。

この地籍は、法務局に備えてある土地登記簿並びに公図（分間図）に記載され、土地の基本となっていますが、長い年月の移り変わりにより現況と異っている部分が多く、また精度が低いため役割を果し得ない実情にあります。このため、正しい土地の状況と合致した公図（分間図）を作成する仕事を担当しています。この調査は所有者の協力が不可欠であり、皆さんの土地が調査地域になりましたらご協力をお願いします。

地域改善対策室

人権の相談や、事業・住宅資金のあっせん・貸付、又これらのお金の返済や「同和対策事業」としてこれまでに行った仕事の整理などを行っています。

人としての差別をなくすための活動や、地域の改善向上のための方法に取り組んでいます。